

盛岡市工業用LPガス料金支援金 支給申請の手引き

(令和8年3月23日現在)

事業概要

盛岡市では、LPガスに係る料金の高騰の影響により経営に支障が生じている工業用LPガス消費事業者に対し、予算の範囲内で工業用LPガス料金支援金を支給します。

支援金を受給するためには、申請が必要となりますので、本支給申請の手引きをご確認の上、申請してください。

申請書類の提出方法・期間

提出方法：郵送又は持参

申請期間：令和8年3月23日（月）から**令和8年4月30日（木）**まで

※郵送の場合は、期間中の消印があるものが有効です。

※持参の場合は、土日、祝日その他市の休日を除き、8時30分～17時15分の間で受け付けします。

申請書類の提出先（問い合わせ先）

盛岡市商工労働部ものづくり推進課（盛岡市役所若園町分庁舎1階）

〒020-8531 盛岡市若園町2-18

TEL 019-626-7538 FAX 019-626-4153 E-mail monozukuri@city.morioka.iwate.jp

※各様式は、ものづくり推進課で配布するほか、盛岡市公式ホームページ（ページ番号1043567）からダウンロードできます。

[URL] <https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/1026070/kogyo/1043567.html>

盛岡市

目 次

1	支援金支給の流れ	1
2	事業目的	1
3	支給対象者	1
	【用語の説明①】	2
4	支援対象期間	4
5	支給金額	5
	【用語の説明②】	5
6	申請期間	6
7	申請書類一覧	6
8	申請提出先（問い合わせ先）	7
9	支給決定	7
10	支援金支払	7
11	関係書類の保管	7

1 支援金支給の流れ

① 申請兼請求

- ・ 所定の申請書類（様式第1号～第4号及びその他添付書類）を提出し、申請してください。
- ・ 申請期間は、**令和8年3月23日（月）から令和8年4月30日（木）まで**です。
- ・ 申請が予算額に達した場合、申請期間内であっても受付を終了する場合があります。

② 支給決定

- ・ 支援金の審査は申請の受付順に行います。
- ・ 審査の後、市が支給の可否を決定し、郵送により書面でお知らせします。

③ 支援金支払

- ・ 提出済みの申請書兼請求書に基づいて、指定口座に支援金を支払います。
- ・ 支給の決定から支払いまでの期間は、1か月以内を目安とします。

2 事業目的

LPガスに係る料金の高騰の影響により経営に支障が生じている工業用LPガス消費事業者に対し、予算の範囲内で支援金を支給することにより、工業用LPガス消費事業者の経営の安定及び事業の継続を支援することを目的とします。

3 支給対象者

工業用LPガス消費事業者

【用語の説明①】

○工業用LPガス消費事業者・・・

工業用LPガスを消費する中小企業者であって、次のア～イに掲げる要件をすべて満たす方をいいます。

ア 市の区域内の事業所において、貯蔵施設（貯槽、バルク貯槽その他市長が適当と認める設備を用いた施設であって、工業用LPガスを貯蔵するもの）を有し、当該工業用LPガスを自己の事業の用に供していること。

イ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

※自動車運送事業（旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業）を営む方において、併せて自動車運送事業以外の事業を行っている場合は、自動車運送事業以外の事業のために購入した工業用LPガス分のみ本支援金の対象となります。

○工業用LPガス・・・

LPガスはその用途から、大きく一般消費用のものと工業用のものに分けられ、そのうち本支援金は工業用のLPガスを対象とするものです。

一般家庭で生活の用途に使用するもの、及び事業者が業務に使用するもののうち生活に類似するものとしてあらかじめ関係法令において定められているものについては、一般消費者等による消費として工業用のLPガスと区別されます。

○中小企業者・・・

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないものをいいます。

本支援金においては、業種の限定はありませんが（自動車運送事業を営む者を除く）、大企業（中小企業者以外の会社又は個人）及びみなし大企業（大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある中小企業者）は対象となりません。

また、中小企業者には、会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社等）又は個人事業主である者が対象となり、それ以外の法人等は含まれません。

【中小企業基本法における中小企業者の範囲】

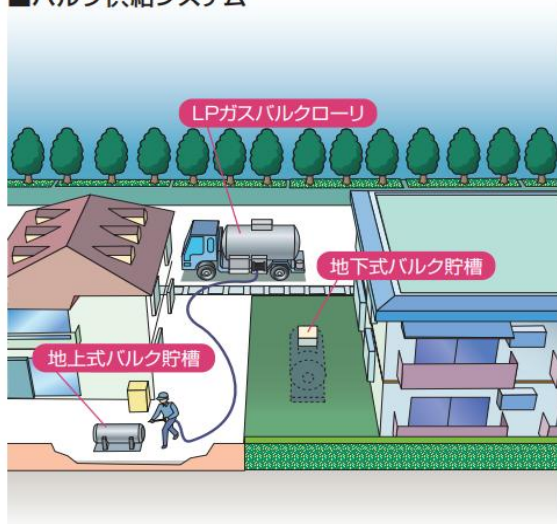
業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 （②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

○貯蔵施設・・・

本支援金においては、L P ガスの消費量が多い工業利用者を対象とすることとしており、バルク貯槽、バルク容器、貯槽などの比較的大規模なL P ガス消費のための貯蔵設備から工業用L P ガスの供給を受けていることをその基準としています。

この貯蔵施設には、一般家庭等で多く用いられるボンベ（容量 50 kg 以下のものなど）は、その本数に関わらず原則として含まれません。

■バルク供給システム



バルク貯槽（よこ型）

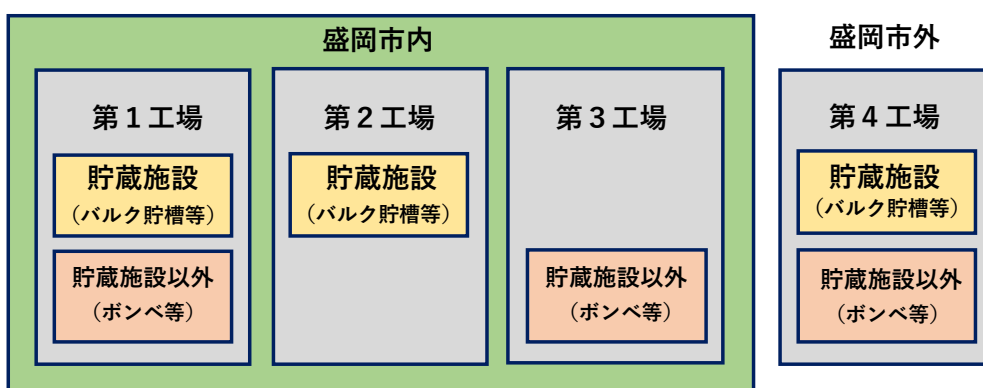
出典：日本L P ガス団体協議会（「L P ガス読本」第7章バルク供給システム）

〔URL〕 https://www.nichidankyo.gr.jp/toku/chapter07/7_07.html

なお、貯蔵施設には一般のボンベは含みませんが、「市内のいずれかの事業所1か所以上において貯蔵施設（バルク貯槽等）を有し、その貯蔵施設から供給される工業用LPガスを事業のために使用している」という条件を満たす工業用LPガス消費事業者の方であれば、市内のすべての事業所において購入した工業用LPガスが支援金の対象となり、また、その場合の貯蔵施設の種類に制限はありません。

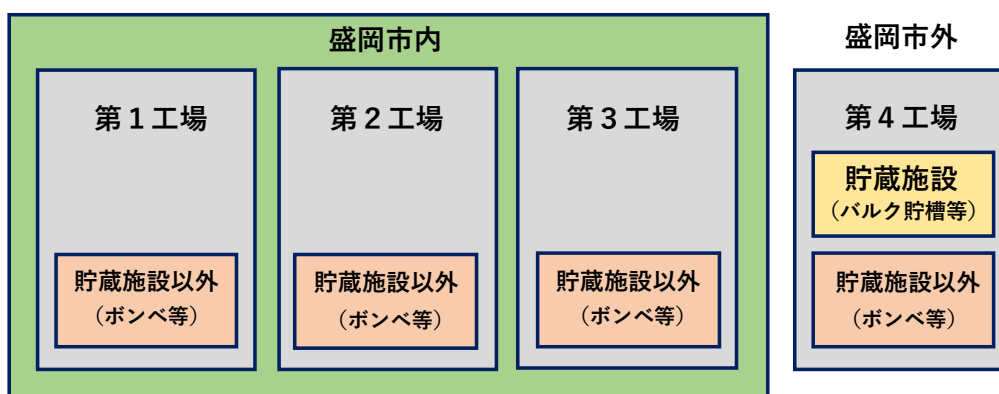
例1

下記事例において工場すべてが同一の中小企業者の事業所である場合、「第1工場」、「第2工場」及び「第3工場」で購入した工業用LPガスが本支援金の対象です。（貯蔵施設以外の設備により貯蔵・使用する工業用LPガスも対象となります。）



例2

下記事例において工場すべてが同一の中小企業者の事業所である場合、**いずれの工場で購入した工業用LPガスも本支援金の対象となりません。**



4 支援対象期間

本支援金は、令和8年1月から3月までの期間に対するLPガス料金の高騰の影響への支援として支給するものです。

5 支給金額

工業用LPガス消費事業者が、令和7年12月から令和8年2月までの任意の1月（本支援金において、「支援金算定基準月」といいます。）に購入した工業用LPガス（市の区域内の事業所において消費するために購入した工業用LPガスに限る。）1立方メートル当たり17.5円を乗じて得た額に3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。

【支援支給金額の計算式】

$$\begin{array}{r} \text{支援金算定基準月の購入数量 (m}^3\text{)} \\ \times \\ 17.5 \text{ 円/m}^3 \text{ (支援単価)} \\ \times \\ 3 \text{ か月 (支援期間数)} \\ = \\ \text{支援金の額} \\ \text{(1,000円未満切り捨て)} \end{array}$$

※購入数量の単位が異なる場合など、計算方法の詳細は、「支給要件等確認書」（様式第2号）をご確認ください。

【用語の説明②】

○支援金算定基準月・・・

令和7年12月から令和8年2月までの期間（支援対象期間とは異なります。）のうち、申請者の方が任意に選択する1月（ひとつき）のことです。 支援金の額は、この月分の購入数量（請求書等により当該月分としての購入数量が確認できるもの。なお、一定期間の使用実績に基づいて購入する場合などにおいて、当該期間が月をまたぐ場合には、当該期間の末日が属する月を購入月とみなします。）を基準とし、支援単価と支援期間数を乗じて計算されますので、多くの場合、どの月を選択するかによって、計算される支援金の額は異なることとなり、支援金対象となる工業用LPガスの購入数量が多い月を選択するほど、支援金の額は高くなることとなります。

なお、盛岡市が支援金の額を決定した後は、原則として支援金算定基準月の変更はできませんのでご注意ください。

6 申請期間

支援金の支給を希望する事業者の方は、郵送又は持参により、所定の申請書類を提出してください。

支援金支給の申請期間は、**令和8年3月23日（月）から令和8年4月30日（木）まで**です。

※郵便による申請は、申請期間内の消印のあるものが有効です。

※持参の場合は、土日、祝日その他の市の休日を除き、8時30分～17時15分の間で受け付けます。

※申請が予算額に達した場合、申請期間内であっても申請受付を終了する場合があります。

7 申請書類一覧

- (1) 盛岡市工業用L Pガス料金支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 盛岡市工業用L Pガス料金支援金支給要件等確認書（様式第2号）
- (3) 盛岡市工業用L Pガス料金支援金誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 盛岡市工業用L Pガス料金支援金団体役員等名簿（様式第4号）
- (5) 貯蔵施設の現況を表す写真（任意様式）

(6) 貯蔵施設の設置場所を表示した事業所の配置図（任意様式）

- (7) 支援金算定基準月における工業用L Pガスの購入数量が分かる書類
※L Pガス販売事業者等が発行した「請求書」「納品書」「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」などの写しを提出してください。

(8) 本人確認書類等

（法人の場合）履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの）（写し可）

（個人の場合）顔写真あり（運転免許証、マイナンバーカード等※）1点
顔写真なし（健康保険証、住民票等）2点

※マイナンバーカードのマイナンバーが記載された面は提出しないでください。

- (9) 振込先口座の情報が確認できる書類（預金通帳の表紙及び見開きの写し等で、金融機関名、本・支店名、口座種別（普通・当座）、口座番号、口座名義（フリガナ）が分かるもの。

※(4)及び(8)については、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている場合は提出を省略することができます。

※提出いただいた申請書類は返却いたしませんので、控えは申請者が各自で複写するなどして保管してください。

※各様式は、下記の申請提出先（問い合わせ先）の窓口で配付するほか、盛岡市公式ホームページ（ページ番号 1043567）からダウンロードできます。

[ホームページ内掲載場所]

トップページ > 事業者の皆さんへ > 産業 > 工業 > 【物価高騰関連】
盛岡市工業用LPガス料金支援金

[URL]

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/1026070/kogyo/1043567.html>

※各様式に押印は不要です。

8 申請提出先（問い合わせ先）

〒020-8531 盛岡市若園町2-18

盛岡市商工労働部ものづくり推進課（盛岡市役所若園町分庁舎1階）

TEL 019-626-7538 FAX 019-626-4153

E-mail monozukuri@city.morioka.iwate.jp

9 支給決定

支援金の審査は申請の受付順に行います。審査の後、市が支給の可否を決定し、郵送により書面でお知らせします。

10 支援金支払

支給すべき支援金の額を決定した後に、提出済みの申請書兼請求書に基づいて指定口座に振り込みます。

なお、支給の決定から支払いまでの期間は、1か月以内を目安とします。

11 関係書類の保管

支援金の支給申請に当たり市に提出した申請書その他の関係書類については、令和14年3月31日まで電磁的記録等により保存するとともに、市から求めがあるときは、速やかにこれを提出してください。